

平成24年度鳥取県環境審議会（第1回）

日 時 平成24年8月20日（月）
午後1時30分～3時35分

場 所 ホープスター鳥取 7階 銀河の間

（白石課長）

定刻を若干過ぎましたけれども、ただいまから平成24年度鳥取県環境審議会第1回目を開会させていただきます。

開会に先立ちまして、生活環境部長の中山よりごあいさつ申し上げます。

（中山部長）

皆さん、こんにちは。生活環境部長の中山でございます。本来ですと、この環境審議会、審議会の会長さんの方にごあいさつをいただくのが筋ではございますけれども、今回は改選後初めての開催でございますので、私の方から最初に当たりましてごあいさつを申し上げます。

もう既に審議会、長くお世話になっております委員さんには御存じのように、この審議会、環境の保全、あるいは騒音に関しまして、県内のさまざまな施策について御審議いただき、高い見地から、あるいはまた県民の目線からさまざまな御意見をいただき、私ども鳥取県の県行政に生かしていく趣旨で設置しているものでございます。

皆さん御存じのように、大震災以後、県民、国民のみならず、県民の環境に対します関心というのは非常に強くなっております。一方で、さまざまな問題が生じております関係で、いろんな調整の部分、あるいは施策の成案の部分など、私ども行政に求められる部分というのは非常に大きく、複雑になってきております。そういう意味で、さまざまな御見地から、高い御見識に基づく御意見をいただければというふうに思っているところでございます。

今回御就任いただいて、これから2年間の間お世話になることとなります。どうかよろしく願いいたします。

（白石課長）

ありがとうございました。

続きまして、本日お配りしております資料の確認をお願いいたします。

次第、後ろの方に名簿もついていますが、次第のほかに配席表というのをつけております。その下なんですけれども、資料1、右肩の方に資料番号を打っております。資料1、鳥取県環境審議会について、資料2、前期までの諮問・答申状況、資料3の1、三徳山の大山隠岐国立公園への編入について、資料3の2、「持続可能な地下水利用に向けた条例（仮称）案」に係るパブリックコメントの実施結果等について、資料3の3、湖山池の高塩分化の状況についてでございます。

資料は以上でございますけれども、ございますでしょうか。

そうしましたら、本日付で環境審議会委員の辞令書を置いております。今後2年間よろしく願いいたします。

なお、欠席の委員の方には郵送をしております。

本日の出席委員数は、委員数30名中23名でございます。鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例第32条第2項に定める審議会の定足数である半数以上を満たしていることを御報告いたします。

議事に先立ちまして、本日は委員改選後初めての審議会ですので、各委員の方々に簡単に自己紹介

をお願いしたいと思います。着席順をお願いしたいと思いますので、まず、こちらの一澤委員さんの方から一言ずつお願いいたします。

(一澤委員)

一澤と申します。もとは植生を専門にしておりました。鳥取のことはまだ余りよくわかってないんですが、よろしくをお願いいたします。

(宝来委員)

鳥取大学の宝来と申します。専門は環境化学です。どうぞよろしく申し上げます。

(寺谷委員)

智頭のみたき園の寺谷と申します。よろしく申し上げます。私は毎日、自然に守られながら、恵みをいただいて仕事をしています。余りお役に立てるかどうかわからないですが、よろしくをお願いいたします。

(山内委員)

東部消費生活モニター協議会の山内です。よろしく申し上げます。

(平木委員)

鳥取ずいせん生産組合の平木と申します。農薬、化学肥料を使わない有機農業を実践しております。よろしく申し上げます。

(会見委員)

鳥取県連合婦人会常任委員をしております会見と申します。住所は湯梨浜町でございます。よろしくをお願いいたします。

(岡崎(博)委員)

赤碕清掃、岡崎でございます。どうぞよろしく申し上げます。

(藤原委員)

鳥取県西部希少野生植物保全調査研究会の藤原です。よろしく申し上げます。

(香川委員)

鳥取大学の香川でございます。よろしく申し上げます。専門は地球物理学となっておりますけれども、こういう手法を使って地下構造を調査して地震動の評価に役立てるということで研究しております。よろしく申し上げます。

(赤尾委員)

鳥取大学の赤尾と申します。排水処理を専門としております。よろしく申し上げます。

(鶴崎委員)

鳥取大学の鶴崎と申します。動物関係を専門としております。よろしく申し上げます。

(檜谷委員)

鳥取大学の檜谷と申します。専門は河川工学ですけども、この環境審議会では温泉部会を担当しております。よろしく申し上げます。

(日置委員)

鳥取大学の日置です。専門は生態系の保全・再生に関する計画や技術です。よろしく申し上げます。

(松村委員)

皆さん、こんにちは。鳥取環境大学の松村と申します。専門は廃棄物・リサイクルです。よろしく申し上げます。

(細野委員)

同じく鳥取環境大学の細野と申します。専門は環境政策と環境法ということにしております。よろしくお願ひいたします。

(柴垣委員)

鳥取県猟友会の柴垣と申します。よろしくお願ひいたします。

(田村委員)

鳥取大学の田村でございます。専門は有機化学です。よろしくお願ひいたします。

(島田委員)

鳥取大学農学部島田と申します。野生動物を含めた動物の病気の診断、病理解剖などを専門としております。どうかよろしくお願ひいたします。

(橋本委員)

鳥取県の理美容学校で講師をしております橋本と申します。温泉部会に所属しております。

(福田委員)

NPO法人日本野鳥の会鳥取県支部の福田と申します。鳥を見て楽しんでおります。どうぞよろしくお願ひいたします。

(松本委員)

鳥取県公衆浴場組合、県の理事長の松本と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

(岸本委員)

アーピーとつとりの岸本と申します。市民活動を中心に、あと環境教育のようなことも実践でやっております。よろしくお願ひいたします。

(藤江委員)

皆さん、初めまして。鳥取県中部、日本海側に大きな風車が9基もあるという北栄町からやってきました住民生活課の藤江と申します。よろしくお願ひいたします。

(白石課長)

ありがとうございました。

続きまして、各部会を担当いたします事務局より自己紹介をさせていただきます。

(三木次長)

生活環境部次長の三木でございます。よろしくお願ひいたします。

(広田課長)

水・大気環境課長をしております広田です。よろしくお願ひいたします。

(濱江課長)

この4月に公園自然課長になりました濱江でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(白石課長)

環境立県推進課長の白石でございます。企画政策部会の方を担当させていただきます。

引き続きまして、会長及び副会長の選任に入ります。

条例第31条第1項によりまして、委員の皆さんの互選となっております。委員の皆様から立候補、御推薦がございませんでしょうか。

ないようですので、事務局の方から提案をさせていただきます。

恐縮でございますけれども、会長を日置委員、副会長を松村委員にお願いしたいと思っております。よろしいでしょうか。御異議がないようでしたら拍手で御承認をお願いいたします。

[拍手]

(白石課長)

ありがとうございました。それでは、会長を日置委員、副会長を松村委員にお願いいたします。恐縮でございますが、日置会長、松村副会長よりごあいさつをお願いいたします。

(日置会長)

失礼します。会長に選出されましたので、これから2年間、この審議会のまとめ役として仕事に邁進したいと思っております。

考えてみますと、環境行政も非常に難しい時期に差しかかっていると思っております。例えば再生可能エネルギーの推進ということはだれしも大事だと思っているんですけども、それが時には自然環境の保全と対立するような場面が出てくる場合もあります。水質の保全についても同じようなことがあると思っております。一方、国の環境行政の方も日々進化しております、例えば環境影響評価法が来年の4月から本格的に施行されるといったような状況でございます。

こういった中で、環境先進県をうたっている鳥取県が今後どのように環境行政を推進していくかということは極めて重要であり、また、県民の関心も非常に高いと思っております。我々は、県環境行政の御意見番として、ただ単に意見を言うというよりも、むしろそれを積極的に推進する立場にある者としてこれから仕事をしていかなければならないというふうに感じております。

微力ではありますが、全力を尽くす所存ですので、皆様の御協力をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。(拍手)

(松村副会長)

副会長に推薦いただきました松村と申します。私自身は、昨年4月からこちらに、鳥取に参りまして、鳥取は新参者で、まだ皆さん方からいろいろと教えていただき、こういうことが多いと思っておりますが、ひとつよろしくお願いいたします。

私自身は今まで国際協力、これを十四、五年続けてまいりましたが、世界と日本を比較してみますと、日本が環境対策、そういうのもかなり進んでいる面がいろいろとあります。市民と、それから事業者と行政、それが一体となって取り組んできた。その連携というのがかなり大きな改善に向けてのいろんな推進役となったというふうに思っております。私自身は循環型社会の構築というのが生涯のライフワークですが、この鳥取でも何とかそういった方向に進めていけないかと、こういうふうに思っているところです。

今回、環境審議会というのは、廃棄物だけじゃなくて、環境全般にわたっているいろんな影響等ということで、我々の役割、責任も非常に大きいと思っておりますが、みんなで協力して取り組んでいきたいというふうに思っております。ひとつよろしくお願いいたします。(拍手)

(白石課長)

ありがとうございました。

それでは、今後の進行は日置会長にお願いいたします。

(日置会長)

承知しました。

座って説明させていただきます。

それでは、これから議事に入りますけれども、まず最初に、お手元の次第のとおり、議事1の各委員の所属する部会の決定を行いたいと存じます。

これは、本来ですと、条例の第33条第2項により、部会に属するべき委員は会長が指名するということとなっておりますけれども、私が皆様の専門分野について詳細に把握しているわけではござい

ませんので、これについては事務局の方から御提案をいただきたいと存じます。

(後藤田補佐)

事務局の方、環境立県推進課の、私、後藤田と申します。よろしくお願いたします。

座って説明をさせていただきます。

お手元の資料ですけれども、資料の1をごらんください。所属部会案の前に、まず環境審議会とはということで、新しい委員の方、大勢いらっしゃいますので、少し環境審議会について御説明を申し上げたいと思います。

資料の1に書いてございますとおり、環境審議会とは、鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例に基づく県の附属機関となっております。30名の学識経験者等で構成されておまして、知事の諮問に応じて環境の保全及び創造に関する重要事項等、その調査審議を行うということで、任期は2年間ということになっております。

審議会の手続の流れでございますが、その下の図をごらんください。左側、県知事と書いていますが、知事の諮問文が審議会の会長、日置会長の方に送られることとなります。諮問があった場合。その諮問を踏まえまして、会長から下の方に矢印が伸びておりますが、審議会委員の招集、審議会の開催、委員による議論ということをお願いしたいと思っております。必要に応じ諮問事項の説明など、県の方からさせていただきます。

委員による議論の後、斜め右の方に矢印が伸びておりますが、答申がこの場で決定する場合もございます。また、下の方に伸びておるように、専門部会の方に付議をしていただくということもございます。この専門部会が、後ほど説明いたしますが、6つの専門部会がございます。この専門部会の方で議論を深めていただいて、部会長から報告をいただいて、もう一度全体会の委員による議論を踏まえ、最終的に答申をするという流れがパターンとしては多いパターンでございます。

それから、戻っていただいて、審議会長のところに戻っていただいて、点線が右側に出ております。これは全体会の審議を経ずにいきなり部会専決をする場合がございます。部会の方で専決するような内容のものもございます。そのときは全体会を経ずに専決というような形にさせていただきます。

答申が決定した後、答申書を県の方にいただきまして、施策実施に活用させていただくという流れでございます。

はぐっていただきまして、2ページ目、これは先ほどから申し上げておる基本条例の抜粋でございます。

それから、3ページ目がこの審議会の運営要領でございます。

もう1枚はぐっていただきまして、部会の所掌事務についてでございます。先ほど説明いたしましたとおり、本日の会が鳥取県環境審議会の全体会ということで、30名の皆様にお集まりいただく会でございます。

その下に6つの専門部会を記載しております。1つ目が企画政策部会でございます。環境基本計画や、その他環境の保全及び創造に関する重要事項に関して、どこにも属さないようなことなども含め、審議をする部会でございます。それから2つ目、大気・水質部会でございます。これは大気、水質とか土壌、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染などの防止に関する重要事項に関して審議する部会でございます。3つ目、廃棄物・リサイクル部会、これは廃棄物対策やリサイクルに係る重要事項に関することを審議する部会でございます。それから4つ目、自然保護部会ですけれども、自然環境の保全に係る重要事項に関することでございます。5つ目が温泉部会、温泉の保護及び利用の適正化に係る重要事項に関することでございます。最後、6つ目が鳥獣部会ということで、鳥獣の保護に係る重要事項

に関することとございます。

そこに黒丸と二重丸と丸がそれぞれかいてございますが、黒丸については基本的には全体会で審議を行う内容でございます。それから、二重丸につきましては、部会に付議して、さらにその後、再度全体会で審議を行う内容でございます。それから、丸印につきましては、これは全体で審議する意義が少ない案件ということで、部会議決をもって審議会の議決とすることができる内容でございます。

続きまして、所属部会案でございます。先ほど日置会長の方から事務局案ということでありますので、大変恐縮ではございますが、皆様、各委員の御専門等を踏まえまして、次のとおり各部会の所属の案を提案の方をさせていただきたいと思っております。丸印が所属される部会の案ということでございます。以上でございます。

(日置会長)

御説明ありがとうございました。

ただいま審議会がどのような仕事をするのかということと、部会の構成について御説明いただき、続いて、皆さんがどの部会に所属するかということについて、案を示していただきました。これについては、どうでしょうか、皆さん、これで御異議ございませんか。よろしいですか。

じゃあこの案のとおり決定するというので、これについてはこれで決定というふうにさせていただきます。

続いて、各部会長についてなんですけれども、これも条例により委員の互選で選任することになります。本年度、まだ開催があるかどうかわからない部会もあるようですので、部会招集ができない場合は部会長の選任がおくれてしまいますので、ここで決めていきたいというふうに考えます。

まず、各部会委員の皆さんから、私がこの部会の部会長になりたいというような立候補、ないしは推薦というのがあればお願いしたいと思います。特にございませんでしょうか。

それでは、立候補、推薦ともないようですので、事務局から御提案があればお願いしたいと思います。

(後藤田補佐)

それでは、事務局の方から提案をさせていただきます。

大変恐縮ではございますが、まず、企画政策部会でございます。細野委員の方をお願いできればなと思っております。

それから、大気・水質部会でございます。岡崎誠委員の方をお願いができればなと思っております。それから、廃棄物・リサイクル部会でございます。松村委員の方をお願いができればなと思っております。

それから、自然保護部会でございます。日置委員の方をお願いができればなと思っております。

それから、温泉部会でございます。檜谷委員の方をお願いができればなと思っております。

それから、最後、鳥獣部会でございますけれども、柴垣委員の方をお願いができればなと思っております。以上でございます。

(日置会長)

ただいま事務局案を示していただきましたけれども、これについてはいかがでしょうか。御異議ございませんでしょうか。もし異議がないようでしたら拍手をもって承認をいただきたいと思っております。

[拍手]

(日置会長)

それでは、承認されましたので、各部会長の皆様におかれましてはよろしくお願いたします。

また、副部長については、各部会の開催の際に決めていただきたいと思います。

続きまして、議事2の報告事項に入ります。

まず、事務局から報告事項の御説明をいただき、後でまとめて質疑応答を受けたいと思います。

それでは、事務局の方、よろしくお願いいたします。

(吉田技師)

お世話になります。環境審議会の事務局を担当します環境立県推進課の吉田と申します。皆様の連絡調整は私の方でやりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、資料2の方をごらんください。資料2の方に前期までの諮問・答申状況というものを載せております。諮問・答申状況なんですけども、全体会にかけたものが5つ、部会で専決したものが7つということになっております。既に審査を終わって答申を終えたものとしては、地球温暖化対策計画に関するもの、2つ目に廃棄物処理計画に関するもの、また、3番目が鳥取県環境基本計画に関するもの、この3つについては既に答申をいただいております。今、審議を継続して行っておりますのが、4番目の県の環境影響評価制度のあり方についてというものを企画政策部会の方で審議を行っているところです。5番目は、湖沼水質特別措置法に基づく汚濁負荷量規制の基準設定というものなんですが、実はことしの3月に全体会の方に諮問をしております。そして付議部会として大気・水質部会にしたんですけども、案件の中身が水質汚濁防止法に基づくものでして、資料1の方で説明させていただきました部会専決で十分できる中身ということになっておりまして、実は以前からの部会長であります岡崎先生と日置会長の方にちょっと御相談させていただきまして、こちらについては大気・水質部会の方の専決でもって審議会の答申という方法で諮らせていただきたいと思います。御了承ください。

続きまして、部会専決の件をちょっとお話ししたいと思います。

部会専決事項ですが、前期の間に温泉部会が3件あり、掘削許可に関するものが1件と、動力装置の許可申請に関するものを2件、いただいております。鳥獣部会については、久松山の鳥獣保護区特別保護地区の指針とか、ツキノワグマ、また第11次鳥獣保護管理計画、こういったものを部会専決として審議に答申しております。そして7番目に、鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物のリストについて、自然保護部会から県の方に答申をいただいております。

下の方に審議会の開催状況の表を載せておりますし、その裏の方に詳細な、いつ、何が行われたということを書いております。全体会として大体年に2回程度、また、部会の方に案件がございましたら2回から3回程度開催する予定となっております。

これを踏まえまして、今期の審議案件の見込みなんですが、継続案件として今、環境影響評価制度のあり方というものを企画政策部会の方に付議しておりますので、継続してこちらについては御審議いただきたいと思います。また、部会にかける専決として考えられておりますのが、温泉掘削、動力装置の許可に係るものでございます。こちらについてはいつ出てくるかわからなくて、随時、温泉部会の方で部会を招集して、審議いただければと思います。あと鳥獣部会の方が特別保護区の審査というものを考えております。また、自然保護部会の方で国定公園の計画の変更、また、希少種の見直し等ということを考えております。下の方に表がございまして、左端の全体会のところを見てください。8月に全体会の方を今行っておるところでして、実は10月ぐらいにもう一度行えればなというふうに思っております。その他の部会の開催予定については、表の中身をもってかえさせていただきます。以上です。

(日置会長)

ただいま御説明いただいたことについて、何か御質問ございますでしょうか。よろしいですか。もしあればまた後からでも結構です。

では、続いて、県の自然保護施策の動向についても御説明いただけますか。

(濱江課長)

そうしますと、資料3の1をごらんください。公園自然課です。三徳山の大山隠岐国立公園への編入についてということで、新聞、テレビ等で御存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、改めて御説明させていただきます。

三朝町の三徳山、小鹿溪は、昭和29年に三朝東郷湖県立自然公園の一部に指定されております。この地域では、そこにも書いてございますように、国宝投入堂を初めとした貴重な建造物群等の歴史的文化遺産のみならず、三徳山、小鹿溪のすぐれた自然環境の保全に対しても意識が醸成されておりました。この地域では県立公園から国立公園へグレードアップしていきたいという思いが高まっております。そういう思いを私ども町と県とタイアップいたしまして、平成22年より国の方に計4回、環境省の方に国立公園に編入してもらえないかということで要望してまいりました。

要望した中で、裏のページを見ていただくと、カラーの自然公園の位置図と書いてある資料があるかと思えますけれども、一番上の鳥取県のかいてある地図がございまして、その真ん中あたりに黄色で塗ってあるところがございまして、これが三朝東郷湖県立自然公園でございまして。この中にダイダイ色の部分があるかと思えますけれども、これが三徳山、小鹿溪の一带のエリアでございまして。当初は三徳山と小鹿溪の一带のエリアを国立公園に編入していただきたいという要望を続けてきたんですけれども、環境省の方からこの全体ではちょっと難しいということで、この赤色の今回要望区域、三徳山エリアというオレンジ色の中にまた赤い色でくくられておりますこの地域に対して、環境省の方から、この地域は常緑広葉樹の自然林と落葉広葉樹の自然林が連続して分布していると、西日本でもこしかなない極めて希少な場所であるというようなお墨つきをいただきまして、例えば大山ではブナが800メートル以上から分布しているんですけれども、この地域では標高が400メートルという低いところからブナが生息し出すというような特質な垂直分布形態を持っておりまして、そこを評価していただきまして、私どもも国立公園への編入に向かっていけるという確信を持ちまして、表に戻っていただきますと、環境省の方は平成25年秋の中央環境審議会、来年秋の中央環境審議会に諮問を目指すということを言っていたいておりますので、私どもも実務作業に環境省、町、県と一緒に入っていくというような作業を今やっているところでございまして。実際にことしの6月に「三徳山・小鹿溪」国立公園編入推進協議会というものを町長をトップに設立したところでございまして、今後、三徳山が国立公園に編入できるように頑張りたいと思っております。

今後のスケジュールといたしましては、地元関係者の方へ説明をしたりとか、12月に意識の醸成を喚起するためのシンポジウムを開催したりというようなことをやっていきたいと思っております。以上でございます。

(日置会長)

ありがとうございます。

じゃあ引き続き、資料の3の2に関してお願いします。

(広田課長)

水・大気環境課の方から報告させていただきます。

資料3の2でございまして、持続可能な地下水利用に向けた条例案に係るパブリックコメントの実施結果等についてということで、現在、鳥取県の方では、地下水の採取等に関する条例の制定に向けた

検討を始めておりました、説明をさせていただきたいのですが、この条例の中に、地下水の新增設、採取をしたり、例えば既存の事業者さんが採取量をふやそうかといった場合に、周辺の影響調査を義務づけようということを考えておりました、さき方部会の中で説明がございました温泉部会の委員の皆さん方にそういった事前の影響調査計画なり調査結果に対して専門の見地からいろいろ御意見をいただいたらということを考えておりました、そういった御協力もあわせてお願いできたらということで、このたび御報告をさせていただきたいと思っております。

地下水に関しては、平成17年度か18年に西部地域に飲料メーカーとかがかなり入ってこられたようなこともあって、県の西部の地域の方々から、上の方から水をとられると、下の方ではなくなってしまわないだろうかというような御心配がありまして、県の方では鳥取大学と一緒に、大山南西麓の地下水の水量なり、それから、こちら鳥取平野の方でも昭和の時代に地盤沈下が発生しておりましたので、鳥取平野と2つ、(鳥取大学と)共同研究を実施して、それらの結果を踏まえて、条例の策定に今こぎつけておるところです。

共同研究の結果としては、大山南西麓もこちら鳥取平野の方も地下水採取量については、今の現状の届け出の採取量であれば特に問題はないという状況でございましたので、今々影響が出てどうのこうのということで条例を策定ということではないですが、そういった準備段階なりということで、条例策定を検討しております。

パブリックコメントを実施したときの条例案の概要をざっと説明をしますと、3の2の総則(目的)のところですが、地下水が貴重な資源であって、県民生活にとって欠くことのできない水道等に利用されておるということを踏まえて、必要な規制を行うこと等によって、将来にわたって持続的に利用できる環境を整備していこうということで策定を考えております。

さき方申し上げましたように、影響調査ということで、まず、事業の用に供される方のみを対象にしておりました、その断面積が14平方センチを超える揚水設備、ポンプから出てくる面積が14平方センチ、これは過去に県がアンケート調査を実施して、およその大規模な事業者さんのほぼ9割方、この規模で当てはまるということで設定をさせていただいておりますが、この事業者さんは届け出が必要な事業者さんとして、さき方申し上げましたように、井戸の掘削なり地下水の採取量を増加しようとする場合には、事前に知事の方に届け出をお願いしますよと、で、影響調査の計画なりを出していただくということです。先ほど申し上げましたように、そういう影響調査計画書が出てきたときに、市町村の方の意見もお聞きするんですが、専門の見地から温泉部会の委員の皆様方からその計画の内容だったり、後ほど出てくる事前調査結果の内容について御意見をいただいたらということを考えております。

4番ですが、採取量の監視ということで、現在、法律的に地下水の採取量を報告するというような法的制度はございませんから、今、既存の事業者さんもひっくるめて、年間採取量の報告を1年に1回県の方に出していただこうと、それから、新設された事業者さんとかには水量測定器とかも設置をしていただいて、毎年知事に報告していただこうということを考えております。

5番の制限地域ですが、さき方言いましたように、現状の状況では地盤沈下だとか塩水化だとか、直接そういった支障が生じている地域はございませんが、今後そういった枯渇ですとか渇水だとか、そういうことが起こったときには、その地域について一定の制限を行える制度もきちっと設けておきましょうということを考えております。

それから、6番の方で、事業者等の協力ということで、持続可能な地下水利用協議会というものを設置して、これは地下水を採取しておられる事業者さんの方で、協議会の事業等に書かせていただい

ておりますが、県下の地下水の水位だとか水質、塩分の濃度だとか、そういったものを、みずからの経営資源を皆さんで協力して守っていかうという協議会にさせていただいたらなというぐあいに今考えておるところです。したがって、この協議会の運営経費についても、県、市町村も当然ながらお出ししますが、事業者さんの方から採取量に応じたそういった協力金といいますか、そういったもので運営できたらということを考えております。

そのほか、水道事業者さん等への配慮だとか、それから、もう既に西部の方で、大山町、日南町、日野町、江府町の方では町の条例でこういった地下水の採取に関してルールを設けておられますので、そういった市町村については除外をするということ。それから、罰則もごらんのとおりの罰金等を科して、その担保をとろうということを考えております。

開いていただいて、パブリックコメント、アンケートの調査結果ですが、まずアンケート結果、県政参画電子アンケート会員に対するアンケートの状況をざっと出してしておりますが、地下水について考えたことありますかということで、半々ですね。半分ぐらいの方は関心があったかなということですよ。

それから、3番目の鳥取県の水道の約96%は地下水から採取されていることを知っていますかということで、これはほとんどの方が御存じなかったですね。この地下水は伏流水も含めての地下水でございますが、県下の水道の水源としてはそういうふうなことでございます。

それから、このたびの条例の関係で、地下水の実態を把握する仕組み、こういった制度を設けることについてはどうだろうかということで、必要だと思う方が約9割近い方がおられた。

それから、事前に周辺への影響調査を行うべきだと思いますかという問いに対しても、約9割の方が思うということの結果でございました。

次に、パブリックコメント等の結果ですが、ごらんのとおりで44名の方、これは事業者説明会とかの意見も含めてですが、44名の方から75件の御意見をいただきました。その2番目の方に提案された意見と対応を少し記載しておりますが、水道事業者とその他事業を区別すべきですよということで、水道事業者に対しては一定の配慮をするということで対応しております。

それから、地下水の状況を調べて県民に公開するシステムを設置すべきなんだという御意見に対しても、さき方申し上げました協議会の事業として実施をし、そういう調査結果については公表することとしております。

1つ飛ばして、大量採取事業者には採取量の規制を行うべきですよということで、さき方説明したように、制限地域を定めて、支障が生じた場合ですが、そういった対応もとることとしております。

それから、事前影響調査を採取量や地域性でパターン化して、わかりやすいものとすべきという御意見があつて、ただ、こちら、温泉部会の方でも温泉の採取許可なり動力装置の設置許可が任意につけられる短期間による揚水試験を一応私も想定をしております、そういったものをお出しするよな格好に考えております。

あと、持続可能な利用協議会については、県がやっぱりすべきだとか、協力金は納得いくものにすべきという御意見はありますが、今後、設立準備会を立ち上げて、事業者の皆さん方とよく協議しながら進めてまいりたいということを考えております。

それから、その次のページですが、ざっとした流れをもう一度説明しますと、事業者の方が採取前に、井戸掘削前ですね、第1段階として、影響調査計画書なりを出していただいて、それを私ども鳥取県に出していただく。それで、その審査の下に市町村長・有識者の意見聴取となっております。ここが温泉部会の御協力を得て、事業者の方から出された影響調査計画に対して御意見をいただけたらなということを考えておるところです。事業者の方については、影響調査計画が適当だという

ことを認められれば、井戸の掘削をし、影響調査を実施していただくということになります。影響調査を実施した結果を、次に第2段階として、採取計画の届け出をしていただくということになります。こちらの方にも先ほど申し上げたように御意見を伺いながら、計画の変更が必要という場合については事業者の方に採取計画の変更命令等を出すというふうにさせていただいたらということをおもっています。周辺にも影響はないということで、そのまま採取をしていただくということになれば、揚水設備を、右が補助の方ですが、設置をして、年間採取量をきちっと報告をしていくというような流れになります。

既存の事業者さんについては、この事前の届け出とか影響調査とかについては必要ないわけですが、条例が施行になれば、60日間の間に採取の状況なり採取設備の概要を報告していただくとともに、年間採取量の報告もいただくということを考えております。

下側に協議会のイメージをかいておりますが、さき方御説明申し上げましたので割愛をさせていただきます。

続きまして、資料3の3で、湖山池の高塩分化の状況について、前回の環境審議会の中で鶴崎委員の方からいろいろ御指摘をいただいた件でございますが、現在、湖山池の高塩分化に取り組んでおりまして、今の状況について御報告をさせていただきます。

8月6日時点で5,500とmg/L書いておりますが、先週土曜日、8月の18日現在で5,600でございます。青島大橋の塩分で。そこに御提示しておりますとおり、塩分がずっと上がってきた状況にあります。

3月の12日に全門開放して、その後、ヒシやアオコが発生しない塩分濃度、塩分濃度としては3,000mg/Lぐらいになってから第1門、第2門の調整をしたりして、今現在としては、第1・第2樋門を順流時のみ昼も夜もあけて、川の流れとして、海の方に流れていくときには全門をあけて、海の方の潮位が高い、今は夏場ですから潮位が高いですが、逆流時には第1門、第2門を閉めて、舟通しだけをあけるという操作をしております。

そのときに、前回の環境審議会のときにもお話ししたんですが、大体湖山池の高塩分化の取り組みについては、2,000から6,000ぐらいの範囲内で取り組もうということを考えておりましたが、6月の空梅雨から始まって、この7月、8月、非常に猛暑が続いておって、非常に湖内の貧酸素化を懸念しておりまして、今、さき方申し上げました樋門操作でなるべく湖内の流動を起こしてやるような管理をしながら、いわゆる貧酸素を防止するという観点で樋門管理をしております。現在が塩分濃度として5,600ぐらいになっておることになります。

2番目ですが、高塩分化の影響でございますが、ヒシやアオコ及び赤潮ですが、ヒシやアオコの発生は、全くほぼ皆無の状態です。昨年、一昨年とかは大げさに言うと半分ぐらいヒシが覆ったような状況でしたが、全く今はなくて、アオコの発生も見られませんでした。先日、NHKの方が霞ヶ浦の何かアオコのことを放映しておりましたが、近年まれに見るアオコの大発生で、全国の湖沼もこんな状況だろうという発言というか、報道もあったところですが、湖山池に関しては、そういった高塩分化の取り組みもあって、アオコの発生はございませんでした。

ただ、7月の下旬ごろから赤潮が発生して、またアオコの、植物プランクトンですが、赤色をしておりましたが、以前、東郷池や中海で見られた植物プランクトンであって、有害赤潮でないことから、魚介類等への影響はございませんでした。先週ちょっと池の方に出てみましたが、大分解消されている状況でございました。

2番目、シジミですが、シジミも栽培漁業センターの方の調査によりますと、これまでになく順調

に生息しておるといことです。

その他の魚介類ですが、湖山池の漁協の組合長さんのお話でいけば、底層に小さいゴカイとかイトミミズなどが発生して、シラウオやフナ、コイ等も生息しておると、アマサギ、ハゼなど久々に見られて、もうちょっと、二、三年はかかるんだらうけど、そういった魚介類が非常にふえて喜んでおるとい話は聞いております。

ただ、お盆前からヘラブナの、大型のヘラブナが多いんですが、非常に大量にへい死しておりました、特定の種だけであり、また大型のものだけなので、病気ではないかということで原因を調べましたが、ちょっと原因は特定をできませんでした。ただ、塩分を避けてということになれば、流入河川とかにどっとかかなり集まってきたりとか、そういったことがあるかなとか思いましたが、そういう状況も見られませんし、その原因調査のときに内臓とかを見ても、塩分とかの状況ではないという調査結果をもらっています。

それから、最後ですが、特定希少野生動植物のカラスガイがへい死をしてしまいました。特定希少動植物であるカラスガイについては、この高塩分の取り組みを実施するに当たって、事前に保護措置ということで、池の流入河川等、3カ所に移植をして、ずっと生息状況を調査をしてきたところですが、7月の22日までの調査では異常がなかったんですが、8月の1日にへい死を確認をして、3カ所とも全部へい死をしてしまいました。したがって、鳥取県内で多鯰ケ池があと残っておるかなと思いますが、そういった状況になっております。

へい死の原因としては、皆さんも御存じのとおり、非常に雨が少なくて、河川区域には措置をしたんですけど、上から流れてくる水が少ないもんですから、湖沼からの逆流とともに、保護措置の場所に水が滞留するような格好になってしまって、結局貧酸素と、それから水が滞留するというので、水温も普通は30度ぐらいですけど、底層の水温が32度ぐらいと、1度か2度とはいうものの、生物にとっては非常に大きなストレスになる可能性もありますので、そういった高水温だったり貧酸素が原因だろうということに考えております。

ざっとですが、以上でございます。

(日置会長)

ありがとうございました。

ただいま県環境行政にかかわる3つの最近の重要な事項について御説明いただきました。予定の時間まで30分以上ありますので、これから皆さんにただいまの話題について御質問、御意見をお願いしたいと存じます。

どうぞ。

(宝来委員)

鳥取大学の宝来です。どうも重要な御報告をいただきありがとうございました。

湖山池の状況についての報告なんですけれども、何点かちょっと質問させていただきたいんですが、今回示していただいているこの濃度というのは湖水のどの、底なのか、深層部なのか表層部なのかとこののをちょっと教えていただけますか。

(広田課長)

塩分濃度ですか。表層です。

(宝来委員)

となった場合に、底層のものって大体どのくらいになってるんでしょうか。

(広田課長)

北側の方の堀越とかの方についてはかなり、8,000とか9,000とか、底層は高いと思いますけど、ちょっと今、手元にすぐ出てきませんが、青島だとかこっちの南側の方は、表層から底層までおおよそほぼ同じ濃度だったと思います。

(宝来委員)

余り変わらない。

(広田課長)

ええ。変わらない。浅いのでよくまぎってしまうと。北側の方は深いので、塩分躍層が発生をしておりますので、北側は8,000とかぐらいの高濃度になっておるかと思います。

(宝来委員)

ここの地図で黄色いところ辺ですか。その深いところ。

(広田課長)

そうでございます。

(宝来委員)

あともう一つお伺いしたいのは、先ほど生物に影響を及ぼさないように貧酸素化にならないような措置を、貧酸素化を解消するような措置を講じているというふうにおっしゃっていましたが、具体的にはどんな方法をされているのでしょうか。

(広田課長)

具体的にというのが、水門の管理をして、水を動かすことでもって滞留というか、水が動かないと、そのままいくと貧酸素というか、酸素が欠乏してまいりますので、とにかく水を動かしてやることで、新鮮な水とは言えませんが、川の水を動かして、滞留を防ぐような対応をとるために、水門のあけ閉め、順流時は1門、2門、舟通しも全部あけて、とにかくどつと下側に流すと。それから、逆流時については、塩分濃度もおおよそ5,000程度に保とうということを思っておりますので、逆流時については本門である1門、2門というか、奥の門は閉めて、舟通しだけをあけて、海水の流入を調整をしておるといことです。

(宝来委員)

ありがとうございます。

あと、済みません、グラフのことで2点お伺いしたいんですけれども、まず、この水位のグラフなんですけど、プロットが3プロットしか、測定されてる地点は6地点ほど何かここにはプロットがあるんですけど、示されてるプロットが3プロットしかないのがどうしてかなというのが一つと、あと、やはり生物への影響というのが濃度もすごく大事だというのは思うんですけれども、例えば水を分析することは、やはり先ほどおっしゃったみたいに水はかなり動くので、細かくとらないと、実際の事実を反映することができない。ただ、それを言っちゃえば、データロガーとかを準備して常にはかかってなきゃいけないので、それは大変だということもわかるんです。なったときに、何が言いたいかといいましたら、例えば1週間置きで平均濃度を出して、その濃度変化の差がどのようになっているのかという解析とかはされているのか。というのも、例えば生物への影響を考えたときに、結局濃度自体もストレスになると思うんですが、その差の大きさ、濃度変化の大きさというのもストレスになるのではないかというのをちょっと考えたので、その辺の濃度変化の差が経時的にどのようになっているのかというのをもしも把握していましたら、ちょっと教えていただきたいなと思いました。以上です。

(広田課長)

今御質問の件については、まず、このグラフで、測定点の黄色ですね、北の部分はやっぱりここ

の左側の、今、縦軸のレベルではないので、それでちょっと右側に、本来は違うスケールをかいて同じグラフにしたんですが、非常に混乱を起こすかもしれないということで、黄色の部分を取りました。ちょっとスケールが違うので、先ほど申しあげましたように、塩分濃度の分が大体倍ぐらいなので、北側の方は。

(宝来委員)

表層……。

(広田課長)

ええ。そういったことで外させていただいたものです。申しわけございません。

それと、あと、そういう経時的な変化ということですが、月に2回ぐらいですかね、湖内の40地点ぐらいをずっとメッシュで切って、その40地点のところの鉛直方向のDOですとか、溶存酸素です、溶存酸素とか塩分濃度とか、そういったものをはかって塩分躍層の位置だとか、底層のDOだとか塩分濃度だとか、そういったものを一応把握しております。

それから、海水の急な流入とか、それから状況把握の意味合いで、池口の辺には24時間ずっと塩分等をDOの連続観測をしながら状況把握には努めているところでございます。

(宝来委員)

ありがとうございます。

済みません、あと1個、塩分躍層を今、解析をされたということなんですけど、実際出現はしましたか。

(広田課長)

しておりますね。やっぱり北側の方とかは、DOの低い区域と大体コンター図をかくと同じような区域を示して、下側の貧酸素状態が発生しておるところについては、やっぱり塩分躍層、高い濃度の区域が発生しております。

(宝来委員)

どうもありがとうございました。

(日置会長)

よろしいでしょうか。

会長のコメントとしては、ちょっとこの資料は、説明時間も限られているので仕方ないのかもしれませんが、こういう専門家が集まって審議するには、科学的な十分な詳細なデータとは言えないですね。ですから、バックデータ、手持ちでもいいので御用意いただいて、必要に応じて配付するとか、そういったことが必要かなと思います。

ほかに、どうぞ、御意見。

どうぞ、鶴崎先生。

(鶴崎委員)

3月の環境審議会に来られた方は記憶されていると思うんですけど、これは再生でも何でもなくて、塩分を、湖山池の塩分というのは宍道湖の半分ぐらいまでしかないような汽水湖であったかもしれないけども、一面、薄い塩分しかなかったところで、淡水生物が、いろんな貴重なものがあったところなんです。それを再生でも何でもないので高塩分にしてしまって、海からのものを入れてしまって、淡水生物を台なしにしているという大変極めて問題のある事業なんです。カラスガイは開門前から私たちもずっと問題だと言いつけてきたんですけども、聞いてもらえないで、開けられてしまって、カラスガイ、これ、こんな川に30匹程度を放して保護ができるわけがないんです。そういうのも全然聞い

てくれなかったんです。

先週の金曜日に、平成24年3月以降、同じお話ししてきましたけれども、生活環境部の皆さんでちゃんと認識していただいているかどうか不安でしたので、お話をさせていただきまして、これが鳥取県の希少野生動植物の保護条例、これに完全に違反してますし、生物多様性基本法というのが2008年に出ておるんですけども、それも無視している。環境アセスメントもやっていない。環境影響評価法、環境評価条例も無視している。それから、この審議会でも全く審議も何もされていなかったという点では、この審議会の、鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例ですか、これにも多分私は反していると思います。

カラスガイが、あそこの川のやつが、いつ絶滅するかはわかりませんが、遅かれ早かれだめになるのはもう最初からわかってたと思うんですね。

私がお願いしたのは、まだ湖山池本体の方には生き残ってるのがいる。これが塩分のせいじゃなくて貧酸素とか高温のせいだと言われるならば、本体の方にまだ残ってると思うんです。だから早急にもとの塩分に、淡水化に戻していただかないと、これはもう大変なことになる。県とか地方自治体が出した事業で自分のところにいる生き物を絶滅させたなんていうのは聞いたことがないんです。これはもう大問題でして、全国にも全く例がないことです。カラスガイだけではありません。ちなみにカラスガイというのは鳥取県では湖山池が唯一の重要な生息地でしたし、多鯰ケ池も再発見でごく少数見つかってるんですが、あそこは外来の魚がたくさん入っておりまして、非常に危ない。風前のともしびの環境なんです。だから湖山池の本体のこれがなくなったらもう絶滅です。

それからほかにも、これだけじゃなくて、レッドリストに載ってるような大事なものがたくさんまだこれ以外にも10何種ありますし、ニセマツカサガイというのはここにしか見えないやつですので、多分カラスガイがだめになったらそれも絶滅する。だから2種以上を絶滅させてしまうような恥ずかしいことなんですよ。

鳥も今、カイツブリがいなくなっております。ほかの植物も、ガマのたぐいももう全部枯れてしまっておって、生物多様性という点では非常に貧弱な状況になっております。これ、海のものを入れたから、いろんなシラウオだとかアマサギがふえていいみたいなことを言った。これは海にいるんですから、海にとりに行けばいいものであって、それを見てふえてよかったというのは全くおかしい話です。それから、水産業でもテナガエビがとれなくなっているという話も聞いております。ほかにもいろんな影響が出ている。トンボはことしもう例年の半分になりましたし、来年以降、湖山池から出てるトンボはゼロになると私たちは思っております。

私がお願いした、多分生物関係の方も、皆さん同じ考えをお持ちだろうと思うんですけども、これからどうされるのか、まだ回答をいただけてないんですけども、どういうふうな検討をされているのかをお答えいただきたいと思うんですけど。

(広田課長)

非常に厳しい御意見をいただきました。

まず、今後ですが、今申し上げたように、カラスガイについては、条例の規定に沿って、高塩分化に取り組むことで、そういった特定希少動植物が生きる状況ではないということで、このたび保護措置を条例の規定に基づいてとったということで、手続的には実施をさせていただいた結果、不幸にもこういった結果を招いてしまったということです。

今後の予定ということですが、本日、湖山池会議も午前中、開催をされたところですが、今後のそういう水門管理についても、一応今の現状の水門の管理で、現在よみがえった、よみがえったというの

はまた違う観点だと先ほど指摘をいただきましたが、今、生息をし始めたほかの生物のへい死を避ける意味で、それは貧酸素化を防止する意味で、現状の水門管理をもう1カ月ほどは継続をしよう。その後になれば、海の方の潮位も下がってまいりますので、塩分濃度も若干低下なり、秋の長雨とか、そういう長雨とかの影響も受けながら、塩分調整も可能ということも予想しながらですが、今の現状の水門管理を継続していくということを確認しておるところでございます。

(鶴崎委員)

よろしいでしょうか。

塩分が問題でないということを盛んに言われておりますけども、カラスガイが宍道湖に残っております。宍道湖は10分の1の塩分でぎりぎり残っているところなので、短期間であれば順応して生き残ることはできるかもしれませんが、少なくとも長期的にこのままこの塩分で、湖山池に、カラスガイを初めイシガイ類の仲間はずべてそうですけども、五、六種類いるんです。五、六種類すべてそうですけども、ここで生き続けられるという根拠は全くない。私にしましては、東郷池にはこの仲間が全くいないんです。そんなの明白ですよ。我々、これほど明白だ、証拠、資料を出して示しているのに、大丈夫だと、そういうことを言っている場合ではないと思います。だから大至急やらないと間に合わない、本当に。大問題ですよ。この環境審議会としても、こんなのを黙って見過ごしていたら、物すごく問題な事業だと思います。私は1時間ほど、もしどこか機会をいただければ、詳しい資料をパワーポイントで見せて、お示しして御説明したいと思いますので、もし聞いていただけるならそういうのを御説明します。

それから、先ほど言いました条例、基本法、法令、私は明白な違反だと思いますけど、これ、いいんですか、違反したままで。どうされるんでしょうか。これが違反でないという根拠を教えてください。特定希少動植物というのは、一般の人は1個体つかまえたり売買しただけで罰金とか懲役が科せられているものです。生息環境を悪化させるだけでもう既にアウト。絶滅しなければいいというものでもないし、絶滅するのも目に見えてるという話です。

何回も言いますけど、こんなひどいことを県がやってる事業、ないんです、今。80年代以後、いろんな環境関連の法令が整備されてきてから。私は聞いたことがありません。

(三木次長)

失礼いたします。鶴崎先生の方から、もともと淡水であったものを高塩分化を導入することによって生物相が失われたという御指摘がございました。我々としても、本来であればそういう形というのは望ましいと思っております。そういうことから、ここ二、三十年、水質管理計画等で、湖山池の水質を何とかしようということで、いろんな、下水道の整備であるとか、流入負荷が入らないように努めてまいりました。そういう中で、先ほどありましたけども、気象条件とかもありまして、アオコの大量発生とかヒシの大量発生等によって、全体の周辺環境が非常に悪くなって、周辺住民の方も非常に御苦勞をおかけしておるといようなことになりまして、生態系につきましても、やはり全般的に非常に厳しい状況になっておるといことがありましたので、塩分導入の方にかじを切って生態系を、従来の生態系とは当然変化はするわけですけども、そういう形で再生を図ろうと、再生というか、新しい生態系を図ろうといことを御理解いただけたらと思います。その際には、希少野生動植物に指定しておりますカラスガイにつきましては、これは保全措置ということで、条例に基づきまして措置をいたしました。結果として死滅したことになりましたけども、そういうようなこれまでの状況といこともひとつ御理解をいただけたらありがたいというふうに思います。

(鶴崎委員)

だから何回も申しあげましたけども、今、80年代からこちら、生物多様性とか自然とかを、どちらかを、人間の生活か自然環境かというような二者択一じゃなくて、それを両立させるとというのが環境アセスメントとか、それ以来のいろんな行政の動きです。だからどちらかを犠牲にするという発想自体がおかしい。そんなところ、地方自治体は私はないと思います。国も。国土交通省とかのいろんなところの道路をつくったりするときも、私、いろいろ見聞きしておりますけど、こんなのを見たいことがないということです。

だからこれ、なくなったからもうしようがないというような言われようですけど、言いましたが、本体の方にまだ生き残ってると思いますので、今からもとへ戻さないと、見殺しですか。

(広田課長)

貝類の調査をまた実施することとしておりますので、当初、福井の方ですか、ハスだとか、ハス池の方には、ハスもだめにならへんかなということを思っておりましたが、ハスの方も生息をしておりましたので、そういった地域も調査をして、今、鶴崎先生がおっしゃったように、またおれば、両立がするように、またきちっとした保護措置なりをとっていければということを考えています。

(鶴崎委員)

湖山池、前のハス池公園のところの私は塩分をはかっておりますけども、非常に高い。最初に言った10分の1なんかはるかに超えてる濃度ですよ。ハスも枯れているじゃないですか。もともとあそこはそもそもカラスガイの生息に適していなかったところだと思いますので、カラスガイは多分いなかったとこだと思いますけども、あそこで残るといふのを期待するというのがそもそも無理だと何度も申しあげました。

(広田課長)

だから一つの例として、生息している可能性の話で、今、ハスの生息域は確かに少なくはなっておりますが、ハスの方も生きているというところを例に挙げて、また、私ども、二枚貝の調査も実施をして、また鶴崎先生ほかにもお世話になるのですが、そういったモニタリング委員会も設置して、専門の先生方から御指導もいただきながら、状況把握なりには努めてまいりたいということを考えております。

(日置会長)

鶴崎先生。

(鶴崎委員)

ほかの方に発言して、私一人が発言しては、私はもう3回説明してきたんです。でも全く聞いてくれないので、これ以上申しあげても無理だと思いますけど、ほかの方の……。

(日置会長)

とりあえず本件の湖山池のことについて、皆さん、御意見があればお願いしたいと思います。

一澤さん。

(一澤委員)

私、この水門をあけることに関しては突然聞いたような感じなんですけれども、この件については、事前の環境アセスメントというのは行われているんでしょうか。

(広田課長)

アセスメント法とか条例には対象にならないところでしたので、法的な手続としてはしておりません。ただ、塩分導入試験に当たって、直接影響を受けるであろう魚介類の専門の先生と、それからブランドンの先生と、それから水生植物の先生、それからあと水質関係の先生方、4名で構成してお

る生態系委員会というものを独自に設けて、水質のこのくらいの水門操作をしたときにどのくらいの塩分の濃度になるという予測のもとに、今、現存しているそれらの生物がどんなふうになるかというこの予測は実施をしております。

(一澤委員)

済みません。もう1点なんですけれども、湖山池の中でもカラスガイは全体にということではなくて、点状の分布だったと聞いてるんですけれども、こういった生物は水質だけでなく、きっと底質ですとか、環境もいろいろ複雑に絡み合って生育していると思うんですけれども、生育状況というのはじゃあその委員会の方である程度調査されて、その結果、移植される方法というのを決定されたわけですか。

(広田課長)

生育状況も直接その先生方が見てということではないんですが、もともとカラスガイがこのあたりにおったということの過去に発見された場所を事前に調査をして、おおよそ4カ所だったと思いますが、その調査方法とかについてはレッドデータブックの記載をしておられるような地元、湖山池の状況を知っておられる専門の先生にも聞きながら調査をして、過去におったと思われるところはほとんどいなくて、今おっしゃるように、底質の変化もしておるかもしれませんし、また、平成17年からもう既に塩分導入ということで、1,000ppmぐらい塩分も入っておりましたので、またそういった状況もあってかもしれませんが、枝川や長柄川、レーク大樹のあたりですかね、あのあたりの調査箇所のみ発見できたものですから、そのあたりの生息状況を確認をして、それらカラスガイというか、イシガイ類の専門の方を抱えておられるコンサルさんとかによく助言をいただきながら、今の河川区域と、それからもともと生息しておったと思われる河口域に、3カ所に、保護措置として移植をして、状況を観察しておったというところでございます。

(一澤委員)

以前に流入河川周辺で水田なんかをされている、一時期に農薬を使ったりされると、規定の量より多く農薬が流入したりすることがあるというのをちょっと耳に挟んだものですから、河川の付近はそういった危険なんかもあるのではないかなと思ったんですけれども、せっかく希少野生動植物に指定されているものなので、できるだけ早く対策をしていただけるといいなと思っております。

(日置会長)

ほかの方。

鶴崎先生。

(鶴崎委員)

済みません。さっき環境影響評価法の対象じゃないと言われましたけれども、湖水に関しては、100ヘクタール以上で評価をしないといけないことになっております。湖山池は688ヘクタールあります。だから工事をしてないという点では違うかもしれないけど、その事業によって影響を受ける範囲ということであれば、これはもうそういうことをしないといけなかったことです。

それから、専門家に助言をいただくと言われました。二枚貝の専門家と言われたのはシジミの養殖の専門家の方でありまして、その方はシジミを養殖されたい方です。もっと塩分を高くしたいと私には言われました。それから、植物とかの専門家で、地元じゃないんですけれども、それもどの塩分濃度であればどの植物は大丈夫、どれはアウトだという表をつくるのに協力してもらったということであって、その事業がいいとかいけなとかいう判断をその方たちがやったわけではありません。ですので、言いわけされておりますけれども、私は怒ってます。もうすべてが県の担当者の方の生物多

様性についての、苦渋の選択だとか言われますけど、検討がされていないということです。トンボや鳥に対する影響も表にも何もなっていない。魚介類だけ。魚介類と水生植物の、それがいなくなるという表は見せていただきましたけども、苦渋の選択でも何でもない。苦渋の選択でどっちかをとるといっても今の時代では事業としてはあり得ない話です。

湖山池の淡水生物はこしか行き場がないんですね。上流側の流入河川というのは流程も短い、非常に水量も少ない川ですので、湖山池ですめなかったらもう大方のものがだめになる。それによって東郷池と同じような環境にしてしまったら、湖山池にはぐくんできた多くの淡水生物もいなくなってしまいましたら、鳥取県全体の生物多様性というのも台なし、著しく低下します。環境立県というのを標榜している鳥取県がそんなことをやったら、県民にどういう申しわけを立てるのですかと何度も言いましたけども。

ちょっと余計なまたコメントしましたけども、こちらが言ったら不正確なことを言われますので、日本海新聞にも専門家の意見を聞いた、この場所に30匹ぐらいを放流したと言われましたけど、30匹ぐらいをそんなとこに放流して、その個体というのが生きられると思うわけがない。多少でも生物を知っている人であれば、もう最初から結果は見えて、だめになるのはもう見えていたことでありまして、気がつかなかったのなら過失ですけども、私たちがさんざん問題だと、絶滅するというふうに警告していたのにそれをやって、私は反対ですよ、これ。反対だと述べています。

この間、頑張って早急に戻してくださいとお願いしましたけども、本当に一刻を争うことだと思いますので、そんな1カ月も様子を見てからみたい、多分、その1カ月様子を見てどうするんですか。その口ぶりでは、もう全然もとへ戻す気はないというふうに聞こえますけども、いかがでしょうか。

(広田課長)

現状では、1カ月というか、水門管理をしばらく続けていって、当初から申し上げておおり、2,000から5,000の範囲内で管理をできたらと思います。さき方、三木次長の方が申し上げましたように、昨年、一昨年と、湖山池南側の住民の方々は、夏も戸があければ、アオコはずっと南側において、そんな生活環境の中で、アオコを取るといっても取れないんですね。ヒシは刈ろうとしても、県の整備部の方は毎年ウン千万をかけてあのヒシを刈るんですけど、刈っても全部の4割程度。また、ふえればふえるほど、種がまたそのまま落ちて、次の年には倍から生えてくるわけですので、そんな環境の状況の中から、さき方次長の方も苦渋の選択という話で、ただ、特定希少動植物を見殺しにしたということではなくて、そういう生活環境、そこに住んでおられる住民の生活というか、そちらの方の安定な生活を営んでもらったり、それから福祉というか、そういった維持向上も配慮しつつ、環境改善に努めるという意味合いで苦渋の選択をして、ただ、特定希少動植物、そこにしかおらんというものについては、それは当然ながら殺してはならないので、事前調査をし、それからできる限り採取をして、さき方、河川の方で、上流側っておっしゃいましたけど、レーク大樹の横とか、枝川のかかなり真上まで持っていったものですから、上流側から水流が結構あるもんですから、この程度ならいけるだろうという私どもの提案とかについては、そちらのコンサルさんの方の御助言をいただきながら取り組んだというものでございまして、ただ、県の方がそういうことを単独でしたということでもなし、当然ながら旧市街地の住民の方に3,000名のアンケート調査をとり、それから湖畔の周辺、湖山池周辺の方々にも1,000人のアンケートをとり、アオコがない、ヒシがない、そんな池にしてほしい、悪臭がしない、そういった方々が約半分近かったです、アンケート調査の結果では、そういった御意見も承りながら、今の取り組みにさせていただいたと。

本来、ちょっと私どもの、もっとちゃんとカラスガイについても管理をしとけばよかったんですが、

言いわけですけど、非常に猛暑と、それから雨が降らなかったということが、ダブルパンチをもらいまして、こういう失敗をしてしまったということです。したがって、さき方も申し上げましたが、また二枚貝等の調査を実施して、また発見ができれば、今度はそういう間違いのないような保護措置をとったり、また、きちっと個別管理的なこともまた御指導いただければ対応してまいりたいということを考えております。

(鶴崎委員)

先ほどアンケートをとった結果、賛成が圧倒的に多かったと言われるんですけども、私は前にも言いましたけども、住民、市民の方は、皆さん誤解をしているんです。水門を開放するから、もとの塩分になると思うのは自然ですよ。そういう情報は皆無です。私も昨年までは、そういうふうになるんだろうと思って、いいことしてると思ってたんです。それは違います。そういういろんな生物の情報が提供されていたのであれば、本当に地元の生物が台なしになってもいいというふうに皆さん答えたんでしょうか。そこを言ってるわけですが、それをアンケートの結果がどうだったということに戻らないでいただきたい。言い訳ですね。

(日置会長)

とりあえず……。

時間が来ましたが、時間が来たからやめるというような形式的な審議会にはしたくないので、継続したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）もしどうしても御用の方は退席されてもよいと思いますけれども、時間が来たからやめるというような会にはしたくないと思いますので、続けたいと思います。

(宝来委員)

あのもう一点・ちょっと何点か。

ずっと今のやりとりを聞いてましてふと思ったのが、河口を、湖山池と接続の河川整備なんです、あれ、もともと千代川にひっついてたものを日本海に直接開放された。あれは1980年代ぐらいに完了ですか。

(広田課長)

1983年だから、昭和58年です。

(宝来委員)

そうですね。私、昭和31年の「鳥取県の水産」という小冊子をちょっと入手しまして、あれを見ると、当時の昭和31年で、表層の塩分濃度が大体3,000ppmで、底で1万ぐらいなんですよ。大抵その幅というのは動いていると。なったときに、じゃあ中の生物って結構いろんな、すごく多様なんですよ。なったときに、じゃあその時期にそういう、より良い生物多様性のある環境があったのに、じゃあなぜ今それができないのかって考えたら、恐らく、鹿児島弁で簡単に言うと「まっぼし」と言うんですけど、結局日本海にまっぼし、直接的に湖山池が接続したせいで、大きな濃度の変動がある。そのせいじゃないかっていうのをふと今、私自身考えてるんです。大事なものは、濃度の調節だけじゃなくて、循環させる。常に循環させていくことだと思うですよ。先ほどおっしゃったように、貧酸素化させないためには常に水を動かしておく。なったときに、果たして、今さら過去のことを言うのもちょっと問題だとは思いますが、一つ聞きたいのは、なぜ千代川にあったものを日本海に直接した。その理由が何だったのかなというのが、昔のことで御存じないかもしれないんですけども、ちょっと知りたいと思ったんです。そこを何とか、今後、よりよい生態系、何を私たちは優先的にしていかなきゃいけないのかって考えたときに、そこがもしかしたら大きな問題になる可能性

というのがあるんじゃないかなろうかというのをちょっと思ったので、質問させていただきました。

(広田課長)

簡単に言うと治水対策ですね。だから河川にひっついていたときは、大雨が降ると流域にどっと雨が寄せてきますよね、当然ながら。どっと千代川のはんらんとともにずっと上流側まで来て、賀露地区とかはほとんど浸水しとったと思います。だからそのつけかえでもって、今、賀露地区の方の治水対策がきっちりできるとということだと思えます。

それで、今、宝来先生がおっしゃったように、当時は、通常であれば、今おっしゃったように、賀露港と直結してないものですから、塩分のきついやつとか、海の水がすこんと入ってこんわけですけど、川の水とまざったような格好で、大きな変化というものをもたらさず入ってこれる。それらがじんわりという格好で、3,000ppmなり、そういった状況が多分出たんでしょうけど、当時のあの工事の中では、さっき鶴崎先生がおっしゃったように、当時、環境アセスというような考え方もなかったんだと思います。そういった生物だとか、そういったものに関する影響の調査とかもなかったもので、当時は人の安全第一ということで治水対策はとられたというのが経緯だと思います。水門自体はもともと高潮対策で、それ以前からあって、当然川とひっついとって閉めるというような対応はされていたという具合に聞いております。

(宝来委員)

ありがとうございます。

となったら、結局私たちは、濃度をある一定の影響がない程度に調節しながら水を循環させるにはどうすればいいか。非常に難しいんですけども、そういうところを建設的に議論できれば、昔はみんな集まって話し合うので、3人寄れば3人の知恵がありますので、今後を期待したいと思えます。どうぞよろしくをお願いします。

(日置会長)

大分時間も過ぎてきましたけど、本件について、ほかに御意見はよろしいですか。

田村先生。

(田村委員)

湖山池については素人なんですけれども、今までのお話を聞いてると、やっぱり県は防戦一本だなというのは否めないと思います。どうしても周りにいる住民というのがもちろん存在しているからこういう話も出てくるんでしょうけれども、湖山池の例えば富栄養化というのも一つの原因になってるはずなんです。これを食いとめられなかったのか。アオコとかヒシとか、ああいうものが発生、赤潮もそうかもしれないんですけども、その発生を食いとめる努力はなかったのか。例えば周りのおうちから出てくるような排水をブロックできているのかとか。それがもし完全にブロックできているんだとしたら、それは違う原因に今度は入ってくるわけなんですけど、まずいわゆる生活排水、これ、例えばリン酸イオン濃度ですとかいろいろありますよね。あの辺はどういうふうにコントロールされているんですか。

(広田課長)

さき方も言いましたような水質管理計画というのを過去2期にわたり、20年定めて、その中に、今、田村先生おっしゃったような下水道があったり、それから農業集落排水があったり、そういった整備には鳥取市さん、ずっと努力をされてきたところです。鳥取市内の市街地で大体下水道の整備率が8割ぐらいだとすると、賀露地区とかがちょっと低いぐらい、7割ぐらいかなと思いますが、今は大分上がってきておりますが、そういった努力はずっとしてきたところです。流入負荷の生活系の排

水対策は、過去からずっと見ても減少はしてまいっております。ただ、自然系とか面源負荷とかいうものに対しては何ら対策案はとれないということもあって、そちらの方の負荷はずっと従来どおり入り込んでおると、それからさき方申し上げたヒシだとかアオコとかがそのまま腐ってヘドロ化し、またそれからの溶出、池内からの溶出というか、そちらの方の水質汚濁というものも非常に大きな状況になっておまして、生活系を例えば今、第3の水質管理計画を定めるのにシミュレーションしておりますが、ほぼ98%、流入区域の生活系の排水を下水道に接続したとしても、CODが今は6.2ぐらいが5.5になる。周りのしゅんせつだとか覆砂とか、別な事業もあわせてですが、そんな状況でございます。だから努力は鳥取市さんを中心にしてきたところでございます。

(田村委員)

そうすると、それを超えた部分での影響ということなんですか。つまりは周りが臭いとか言い始めたっていうのは、太古の昔から臭かったわけじゃないということですよ。何かおかしいですよ。さっきの河川のつけかえのころからそういうことが起こったんだとしたら、これはやり直しですよ。

(広田課長)

当時の水質の状況というのは、正確には覚えておりませんが、今の状況ではないと思います。ここ二、三年の状況がさき方申し上げたような状況でございます。ヒシが3分の1ぐらいを占めるような大量繁殖したり、それから南側の方はずっと風で寄せられて、アオコの大発生があったり、それらはヒシが生える、ヒシがまたへたつてというか粘れて湖内のヘドロになる。ヘドロになったものがまた状況によっては窒素、リンの栄養分を出す。栄養分を出されたら、その栄養分を利用して、植物プランクトンが大量発生する。大量発生するとアオコになる。アオコもしばらくして死んでいけば、また池の中のヘドロになる。それがずっと積み重なって行って、悪循環になって、これではどうも打つ手がなかろうというところで、今、ちょっと皆さんの御意見の中では、荒療治かもしれませんが、塩分導入等を図ってそういった環境改善に努めようかと。これ、塩分を入れるからということで、水質の改善というのはシミュレーション上もほぼ同等でございまして、水質改善という面ではなくて、そういうヒシだとかアオコだとかの発生抑制を第1番目に掲げた環境改善、景観も含めてですが、そういった環境改善を目指したものであるということでした。

(三木次長)

ちょっと言いわけではないんですが、現実的な状況として、先ほどちょっとお話をさせていただきましたけども、霞ヶ浦の方で物すごいアオコ状態になっておりますし、例えばそれが福井県の三方五湖、これは五湖という、5つの湖が連なっております、塩分がそれぞれ違うんですけども、その中でもやっぱり塩分の薄いところではヒシが物すごく大量に発生しております、本来の負荷をとめるということもこれまでやってきましたし、それから深水層の本来たまったやつもやってきたという中で、対策はとってきたんですけども、現実的には自然現象的にも非常に困った状況があるという部分をちょっと御理解いただけたらと思います。

(田村委員)

ほかに方法がなかったのかなということなんですよ。確かに塩水を入れるのは簡単なんですけども、余りにも乱暴じゃないかということ。その辺の経緯も聞いてると、かなりばつとやってしまったところが否めない。この会議、テレビ中継したら、多分県民の人は怒ると思うんですけど、この辺きちんとやっぱり説明されないと、さっきの鶴崎先生のお答えにはなっていないような気がいたします。

(鶴崎委員)

同じような答弁を何回も聞いているんですけども、治水対策は、塩分を入れるということじゃな

くて、アオコの発生を抑えたような事例が諏訪湖だとか琵琶湖とかもたくさんあります。それから、アオコは、私は87年にこちらに来たんですけど、多分90年初めくらいの湖山池のアオコに関してはもっとひどかったと思っています。だからその状況から最近の状況、水は随分きれいになった。アオコなんか、東側には余り出てきていなかったように思うので、臭い、臭いと言われる理由が本当かなという、ちょっと疑問をしておるのと、それから、においの一部が、養鶏場がありまして、そのにおいと勘違いしているのではないかというのがいつも思ってることで、桂見に住んでいますけども、時々臭い、大学の中でも臭いときが、あれは多分アオコではなくて養鶏場から来ているにおいなので、そういうものを勘違いされている住民の方もおられるのではないかなと思ってるんです。90年代からの状況をずっと比較をして、本当にふえたのか、最近ふえちゃったのかみたいなことがあったんでしょうか。ちゃんと調べられたんでしょうか。それはちょっと私には理解できない。

それからもう一つ、苦渋の選択でと、対策として、普通はこういうことはよくないんですけども、湖山池でヒシなんかを食べる草食性の魚を導入したということがあります。ソウギョとかワタカという魚を導入して、実際それがうまいって、きいたらしいんです。その外来魚、現在はいなくなっているみたいなんですけども、外来魚導入というのは私も安易にすべきことではなくて、全然いい方法じゃないんですけども、湖山池を塩分化するのに比べたら100倍ましな方法であったと私たちは思っているんです。そういうことを考えもしなかったのかということですよ。

(日置会長)

なかなか議論が尽きませんが、本件については極めて皆さんの関心も高く、かつ重大な問題も生じていると思いますので、会長としては、次のように今回ちょっとコメントしておきたいと思います。

水質を浄化してよかれと思ったんですが、今回の高塩分化は極めて副作用が大きい措置であったというふうに思われます。最も緊急を要するのはカラスガイを初めとする生物を救うということで、これは本当に救えるかどうかわからないんですけども、のんびりと構えている時間は全くないと思いますので、緊急に調査を実施して、必要な措置をとる。その中で、例えば必要であれば飼育をします。見つかったものはですね。野外でどこかに移すというようなのではなく、飼育下においてでも個体群の存続を図るというようなことが必要ではないかというふうに思います。これも待たないでと思います。ですから1カ月間調査してとか、そういうんじゃないで、すぐにも現場に行くような、そういうことが必要なのではないかなと思います。

次に、少し中・長期的に見て、淡水性の生物、水草類とか昆布類とかカイツブリのような鳥類とか、こういうことについても、それが全然なくなっている湖山池というような合意は得られてないと思いますので、そういうことについて検討する必要があると思います。ただし、これについては、一時的にいなくなっても回復する可能性はあると思いますので、時間をかけて検討すればよいと思います。

それから、過去の経緯の検証というのが必要で、河川のつけかえ等から始まる、そもそも湖山池の生態系をどういうふうに人間がいじってきたのか、そういうことも含めたもっと根本的な何か整理が必要で、それが欠けているから、水質をよくするという目的だけは正しいんですけども、どういう生態系にするかという具体的な目標や手段はまるで間違っていた可能性があるわけですね。それについて検討する必要があり、それは湖山池会議というような枠組みで果たしていいのかどうかもはっきり言う疑問があるというふうに思います。

以上ですが、こういったことについて、皆さん、同意していただけますでしょうか。

[拍手]

(日置会長)

では、今のようなことについて、生活環境部で御検討いただけますか。
部長、お願いします。

(中山部長)

貴重な御意見ありがとうございました。非常に大きな問題を、非常に短期間ではございますけれども、御議論いただき、意見をいただき、ありがとうございます。私、4月に参りましたので、今回ちょっと発言を差し控えさせていただいておりましたが、こういったような大きな問題、日置会長の御指示等に基づきまして、早急に調査なり、あるいは実態等を調べまして、またこの審議会の方に御報告をさせていただき、議論をいただきというような形で進めさせていただきたいと思っております。情報を細かに、あるいは丁寧に提供するというのを御指摘いただいたと思っておりますので、そのあたりも十分留意しながら進めたいと思っております。よろしく申し上げます。

(日置会長)

よろしく申し上げます。

時間が大幅に超過しておりますけれども、先ほど御報告にあったそのほかの2件、地下水の件と三徳山の件について、もし御意見があればお伺いしたいと思っております。

福田さん、どうぞ。

(福田委員)

失礼します。野鳥の会の福田です。地下水の件ですが、資料3の2、中のページ、色刷りのページです。今の湖山池のことについては私すごく関心を持って、鶴崎先生とも情報交換しながら今のを聞いたところなんですが、それ以前に私は風力発電機のことにとちょっと絡んで、事業者と、それから鳥取県の皆さんも巻き込んで、何年間かたがたやってきました。そういうベースを持っていて、今の届け出の流れというのを見るんですけども、これ一つ疑問に思ったのが、何かいつか来た道を歩くようなという感じがしとったわけですね。左側の事業者の欄、井戸の掘削があって、影響調査の実施とありますけど、これ逆じゃないんでしょうかね。風力発電の場合は事業者が自己アセスと称して、自分の都合のいい調査をやって、都合のいい結果を導き出して行って、環境影響の評価してるんですよ。そういう実態があって、環境アセスメントが改正されて、風力発電事業もアセスメントの対象になった。そういう経緯があるんですけども、ここのところを見ると、井戸の掘削があってから調査の実施というの、これは調査を実施して、問題がないよということがあってから井戸の掘削というのが始まるように常識的には思えるんですけども、いかがでしょうか。

(広田課長)

今おっしゃった分の上の二重丸の井戸掘削前、第1段階というので、影響調査計画書を、すぐ右に行って受け付け・審査ということで、調査の60日前ということで、事前に影響調査計画というものを県に出していただく。県の方で受け付けて、先ほど申し上げましたように、地元市町村長なりさき方の有識者の御意見を聞いて、影響調査計画書に対する意見を述べて、適切なら井戸をそこで初めて掘削して、掘削した後でないと周辺への影響が見れませんので、周辺の影響調査を実施に初めてかかると。影響調査の実施をして、下の方にずっと、第2段階として、採取計画の届け出と、影響調査結果等としてますが、井戸掘削をされて、採取をしてみて、周辺への影響を見た結果を出していただいて、また県の方に受け付け・審査となっておりますが、出していただいて、それに対する変更命令なりの権限を持つとということ、当然掘っちゃったらもう終わりみたいなことではなくて、掘る前に影響調査の計画が適当かどうかを判断して、その調査計画なりが適当ということを判断した中で

井戸掘削をして、初めて影響調査をするということになります。あけてみると周辺のもとも既存の井戸の水位の低下なりの変化がわかりませんので、影響調査を実施をして、見てみるということでございます。

(福田委員)

そのことは理解するんですが、特に以前私の関係した風車のことなんかにしても、実際に調査をやった後に建設に入るという建前があったにもかかわらず、規制が今のようにきちっとされていなかったという問題があるんですけども、最初とにかく実績をつくってしまおうということで、重機を入れて建設する、その後、調査をすると。その前段に、ここに示されているように、有識者を含めていろいろと意見を述べるんですが、結局やってしまうと何にもならんのですよ。大きな金かけて井戸を掘削して行って、調査します。それで実際に水をどんどんくみ出して行って、周辺にどのような影響が出るかということがわかってくるのかもしれませんが、そこで何かぐあいの悪い結果が出たときというのはどうなるんですか。これをやめると、その井戸を廃棄してしまえというような指導ができるんですか。

(広田課長)

影響調査結果を第2段階で出していただいて、その影響調査が悪い結果が出るとにもかかわらず、当初の計画どおり採取するというのであれば、短期間の調査とはいえ、周辺に影響が出るということが明らかでございますので、採取計画の変更命令をさせていただくということでございます。

(福田委員)

それから、この調査をやる主体というのはどこがやるんですか。

(広田課長)

事業者です。

(福田委員)

終わります。

(日置会長)

よろしいでしょうか。これについてほかに御意見は、地下水についての。

これについてはこれから議会で付議される。

(広田課長)

特に今支障がなければ、9月には提出をさせていただこうかなというのを、最速であれば、と考えております。

(日置会長)

今、福田さんから貴重な御意見をいただきましたので、本当に実効性のある規制というか、ものになるかどうかについて、もう一度御検討いただいて、その上で議会上程する方がいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょう。

(広田課長)

今申し上げた内容でいけませんですかね。事前に影響調査、周辺の井戸の設置状況を踏まえて、自分がここでこのぐらいの井戸を掘ってこれから事業をしようとするときに、ここここの井戸を掘って、井戸を対象として影響調査を実施しますよという計画を事前にいただいて、それからその調査計画なりが適当だと判断されればそういった対応をとっていくと。これは温泉法のもとも採取許可の手続をやって、準用してやっとするので、温泉法も周辺の源泉とかの影響等を短期の揚水試験とかで見て、温泉部会の方で判断をしておられると思いますけど、そういった手続と同様にさせていただいて

おるところでございます。

(三木次長)

現在のところはそういうことであれなんです、先ほど貴重な御意見をいただきました。それから、議会の方にまた説明をさせていただくことにしておりますので、そういう御意見をいただきながら、最終的に実効性があるかどうかをもう1回ちょっと点検をさせていただきまして、それをもとにやっていきたいと思えます。

(日置会長)

私は、試験掘削なのか本格的な掘削、採水なのかというの、何か区別が十分ついてないような感じがするので、そこがちょっと懸念されるなというふうに個人的には思ったんですが。

(福田委員)

調査をやる主体が事業者であるということがそもそも問題であると思えます。大きな金をかけて井戸を掘って、そして調査をやるわけでしょう。これ絶対に都合のいい結果を出します。

(日置会長)

あと三徳山のことがあるんですけども、皆さんから御意見があれば、最後に三徳山について御意見を伺って終わりにしたいと思えますが、よろしいですか。

じゃあこれについては御意見が特にないということなので、今回、内容的にいろいろ重大な問題もございましたので、時間を超過してしまいましたが、これで皆さんからの御意見、御質問は終わりにしたいと思えます。

事務局から何か連絡事項があったらお願い……。

(藤原委員)

これ以外のことでちょっといいですか。

(日置会長)

じゃあ藤原さん、どうぞ。

(藤原委員)

この春に南部町の金華山で大がかりな伐採が行われた件についてちょっと一言言いたくて来たんですけども、あそこは文化財があつて、岩石ですか、そういうものについては文化財ということで全然傷つけてないというか、そういう注意が払われたんですけど、やはり動植物についての注意が全然できてなくて、その伐採をするに当たりまして、鳥取県の、そちらの方に多分相談をされたということを知ったんです。そしたら希少なものがなくていいでしょうという話があったらしいんですが、ちょっと又聞きなんですけれども、せっかくレッドデータブックの改訂版も出ているのに、希少種としてナンブチョウというものがあるんですけども、伐採が大分進んだところに行きましたら、ユウシユンランとイナモリソウのもうぎりぎりのところまで伐採が進んでいまして、これは大変なことだと私も思って、どこに相談したらいいんだろうと思って、いろいろ鳥取県の方と、西部総合事務所の方だとか、あといろんな関係者の方にも連絡をとったり、ほかの方もたくさんの方が、ちょっとこれは大変ということで動いていたんですけども、今、レッドデータブックが改訂ができるに当たって、例えば動物部門だったら鶴崎先生のところ、植物だったら永松先生のところが多分県下のデータが集まってると思うんですよ。それで、市町村なり県の関係機関から、ここには何か希少なものがなくてかかって問い合わせがあった場合に、本当を言うと、そちらの方に県のデータが全部一括して集まるといのが理想なんですけども、今はまだちょっとそういうシステムができていないので、例えば動物だったら、私の勝手な思いですけど、鶴崎先生の方、それから植物だったら永松先生の方に連絡をと

っていただいて、それで全体的にわからない場合は、例えば中部だったらこの方に、西部だったらこの方というふうにもたさらに連絡があることもあって、今回は事後なんですけども、永松先生に相談されましたよね、だれか。永松先生から西部の何人かに連絡があって、あそこの希少種は大丈夫でしょうかというメールが届いたりしました。

今後ですけど、やはり県の方に問い合わせがあった場合に、工事をしたんですけども、何か重要なものありませんかと言われた場合、ちょっと聞いてみますとかって言って調べてもらうとかするといひんですけども、金華山の登山道沿いにはミヤコアオイがたくさんありまして、ギフチョウがたくさんやってくることで、チョウの愛好家にはいい場所、ポイントでした。それから、まだ非公開の希少な植物もあります。クロバイとイナモリソウが今のところは金華山のみで確認されてます。ユウシュンランは場所を移動してもだめです。環境ごと持っていかないとだめです。それから、県立博物館なども見に行かれたんですよね。地衣類とか見に行かれた。それから何かカスミサンショウウオのことも心配で見に行かれた方があって、いろんな方を見に行かれているんですよね。だから今後こういうことのないように何かいい対策がとれればいいなという、そういう思いで、せっかくこの委員をしているので、こういう機会にそういう意見を言わせていただけて、今後の環境を守るといひか、自然を守るといひことにつなげていけたらいいなと思ひて、ちょっと時間が過ぎてるんですけど、一言言わせていただきました。

(濱江課長)

よろしいでしょうか。公園自然課ですけども、確かに金華山の伐採の話は、私、4月に公園自然課長になってからお話を聞いております。当時は、伐採をする場所というものが希少種にとっていいか悪いかというところで教育委員会と相談したところ、そんなに影響はないという見解があったようにして、それが本当に正しかったのかどうなのか、ちょっと定かではないんですけども、確かにそれを伐採したことによってかなり業者によって希少種がなくなってしまったといひか、そういうふうな状態になってしまったといひことを聞いておりますので、市町村を通してそういうようなことがないように業者には伝えているんですけども、やはり委員が言われますように、これからは永松先生と鶴崎先生、そういう専門家の皆様に事前にちゃんと見地とか知識、アドバイスをいただきながらできる、そういうシステム、仕組みをつくっていきたいと思ひます。その辺が若干まだあいまいになっている部分があったかと思ひますので、今後気をつけたいと思ひます。

(鶴崎委員)

金華山を伐採したと、私、今初めて聞きました。聞いてもらえたらすぐ動物関係のデータは出せた。もう数秒で、この前お話ししましたが、データベースがありますので、希少種の、出せたと思ひんですけども、何でだれも来なかったのか、残念です。

それから、ちょっと余談ですけど、3月にレッドデータブックというものが出されまして、公式にはホームページでしか見れない形になっておりますけど、私の引き受けた生物学会の方で150部ぐらいちょっと余分に、自費なんですけども、負担してつくってありますので、もし皆さんとか、あるいはお知り合ひの方で本で欲しいという方がおられましたら、ぜひ宣伝をして、私か永松さんになりますけど、申し込みいただけましたら3,050円で、郵送料が多分350円だったかな、レターパックの代金をいただきますけども、でお分けしておりますので、宣伝いただけたらと思ひます。

(日置会長)

ほかはよろしいですか。

じゃあ事務局の方にお返ししたいと思ひます。

(事務局)

済みません、この後なんですけども、企画政策部会の方におかれましては、2階の砂丘の間の方で引き続き環境影響評価制度のあり方について審議したいと思いますので、移動していただければと思います。45分までには行いたいと思いますのでよろしくをお願いします。

あと、既に登録していただいている方もいるんですけども、県の審議会の旅費とか報償費の支払いというのは口座振替となっております。債権者登録というものをさせていただくと県庁の事務手続きがスムーズにいきますので、お手元に置いてある方はぜひ御登録いただければと思います。

また、入り口に封筒等も御用意しておりますので、資料をお持ちいただく際に御利用いただければと思います。以上です。

(日置会長)

それでは、長時間にわたり、皆様、御苦労さまでした。

本日の議事について質問、意見などがさらにございましたら、事務局の方にメール、ファクス、電話等で御連絡ください。

では、これで終わりにしたいと思います。皆さん、お疲れさまでした。